

「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
支援に関する基本計画（第2次）」  
策定に向けての提言

平成27年10月26日

蕨市男女共同参画推進委員会

## 趣 旨

---

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、潜在化しやすく、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVの被害者は多くの場合女性であり、男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担など、社会構造的な問題とされています。DVは、個人の人権を著しく侵害するばかりか、男女共同参画社会の実現を阻害するものでもあります。

このような状況を改善し、蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）で目標としている、男女が平等で自分らしく活躍できるまちを実現するためには、DVの防止や被害者に対する支援について重点的に取り組む必要があります。

市は現在「蕨市DV防止基本計画」に基づき、計画的な取り組みを行っておりますが、DV被害者の多くは、いまだ相談や支援につながらない現状が調査結果から分かりました。

そこで、今回、蕨市DV基本計画（第2次）を策定するにあたり、「蕨市における配偶者間の暴力防止および被害者支援の方向性について」、特に留意すべき事項をまとめ、提言することとしました。

## 経 緯

---

蕨市では、平成15年3月に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定しました。この条例の第3条（基本理念）の5項に、「DVやセクシャル・ハラスメント、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第7条では「DVをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指す」としています。

翌年、この条例に基づいて策定された「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重点施策のひとつに設け、DVが犯罪であることの意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。これは、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会（平成13年～）」「蕨市男女共同参画市民懇談会（平成14年～）」「蕨市男女共同参画推進委員会（平成15年～）」の提言で示され、これまでの計画には積極的に打ち出されていなかったものです。

平成26年3月に策定した現行計画である「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）」でも、この重点施策を「男女間の暴力防止と被害者への支援」として継続し、さらに充実し取り組んでいくこととしました。

さらに、今年度4月より「蕨市配偶者暴力相談支援センター」事業を開始し、女性相談員を設置するなど、被害者支援を充実させています。

## 現 状

### 1. 夫婦間の暴力についての認識

平成27年5月に実施した「配偶者からの暴力に関する調査」によると、夫婦間の暴力と認識される行為について聞いたところ、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」「刃物などを突きつけておどす」は、男女ともに9割以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識しています。一方、「何を言っても長時間無視し続ける」ことを「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに半数以下となっています。

### 2. 配偶者からの被害経験

「配偶者からの暴力に関する調査」によると、配偶者からの暴力被害の経験の有無について「大声でどなる」は2割以上の女性が、「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけておどす」「人格を否定するような暴言を言う」「『誰のおかげで生活できるんだ』などと言う」は1割以上の女性が、何度もあったと答えています。「平手で打つ」「こぶしで殴る」「足で蹴る」「身体を傷つける可能性のある物で殴る、投げつける」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」といった身体的暴力も4%～8%の女性が「何度もあった」と答えています。また、被害を受けたことがある方のうち、女性の60.2%、男性で14.3%の方が「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性の19.3%、男性で9.5%の方が「命の危険を感じたことがある」と答えています。さらに、子どもの目撃について聞いたところ、目撃していたと答えた方が36.6%おり、子どもへの影響も懸念されます。

### 3. 相談状況

「配偶者からの暴力に関する調査」によると、誰かに「相談した」のは男性よりも女性に多く、相談した相手は「家族・親戚」「友人・知人」が多くなっています。一方、多数を占める「相談しようとは思わなかった」と答えた方は男性に多く、その理由のほとんどが「相談するほどのことではないと思ったから」となっています。

なお、過去5年間のDV相談の現状は下表のとおりです。

相談先	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	相談 件数	保護 件数								
市民活動推進室	34		49		80		99		63	
児童福祉課	33	1	83	6	38	1	14	1	11	2
他課					35		13		23	
女性の心と生き方相談	7		11		3		6		21	
合計	74	1	143	6	156	1	132	1	118	2

#### 4. 庁内各課および関係機関との連携の現状

蕨市では、啓発・相談・支援を市民活動推進室が担当し、被害者の保護を児童福祉課が担当しています。平成25年12月には「DV被害者個人情報保護マニュアル」を策定し、被害者の個人情報（特に居所情報）が加害者に漏れないよう全庁で対応しています。平成26年には「DV対策庁内連絡会」を設置し、庁内連絡会委員を対象としたDV研修を行うとともに、庁内におけるDV対策の課題について検討を重ね、連携を深めています。関係機関との連携については、平成15年から「女性相談担当者打ち合わせ会議」として、市役所担当各課と、「女性の心と生き方相談」のカウンセラーによる情報交換を行ってきました。平成20年からは「女性相談連絡会議」として、蕨警察署も加わり、蕨市の現状や課題についての情報の共有や意見交換を行っています。また、平成26年度より、あらゆる理由により県婦人相談センターで保護がされない場合、一時的に、被害者を安全な場所に緊急に保護するための協定を宿泊施設と締結しています。

#### 5. 蕨市配偶者暴力相談支援センター

平成27年4月より「蕨市配偶者暴力相談支援センター」事業を開始し、火曜日と木曜日に女性相談員を設置するなど、被害者支援を充実させています。

#### 6. DV防止のための啓発

平成24年2月に、蕨市独自の「配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット」および「デートDV防止啓発ハンドブック」を発行し、市内公共施設等で配布しています。平成25年1月から毎年、成年式にて「デートDV防止啓発ハンドブック」を新成人に配布し、平成27年度からは、市内医療機関（小児科、整形外科）にも「配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット」を配布し、DVの防止啓発および被害者への相談先の周知を図っています。また、啓発事業として、「生涯学習まちづくり出前講座」の実施メニューに「DVとは？ーより良い関係を考えるー」「デートDVについて考えようーステキな恋をするためにー」を加えるとともに、公民館等との共催によるDV防止講座や啓発パネル展などを実施しています。平成27年度からは、蕨市男女平等推進市民会議との協働提案事業により、学校教育課との3者協働で、市内全中学校を対象とした「デートDV防止講演会」を実施し、DVの予防啓発にも力を入れています。

# 提 言

---

## 1. 意識啓発等について

提言1 保護者および中学生、高校生を対象に、DVおよびデートDV防止の啓発や学習の機会を数多く提供すること

### 提言理由

DVなど家庭の中で起こる暴力は、暴力のある環境で育つ子どもが問題の解決手段に暴力を用いたり、暴力を容認することを無意識のうちに学習することで、世代間の連鎖を生むと言われています。暴力の連鎖を断ち切るためには、暴力のない家庭環境の中で育つことが重要であることから、保護者を対象としたDV防止の啓発・学習を、様々な機会を捉え、工夫した方法で行うことが重要です。

また、若年層におけるデートDVを防止するための啓発・学習を、中学生および高校生を対象に行うことも、将来におけるDVを防止するために大変重要です。

### 具体的提言

- ・乳児親子を対象とした子育てサロン等での啓発
- ・幼児親子を対象とした家庭教育学級等での学習機会の提供
- ・小学生を持つ親を対象とした交流・学習グループでの啓発
- ・中学生およびその保護者を対象とした学習機会の提供
- ・高校生を対象とした学習機会の提供

**提言2 暴力のない家庭環境で子どもを育てることの重要性を、誰もが簡単に理解できるよう、工夫した啓発を行うこと**

**提言理由**

DVの加害行為を行う人は、自分の行為が正当であり暴力といえるものではないと認識する人が多く、また、今年度行ったDV市民意識調査からも、暴力に対する認識が甘い人が多いことが分かりました。そういった暴力の認識の甘さや暴力容認の考え方が、DVを生む根底にあると考えられることから、各家庭において、いつでも気軽に見ることができる方法で、誰もが簡単に理解できるような啓発を行う必要があります。

**具体的提言**

- ・ 壁や冷蔵庫等に貼り付ける形での暴力防止の啓発  
(例：夫婦円満のすすめシール)
- ・ 第3日曜日の家庭の日に合わせて啓発

**提言3 行政が主体となった啓発から、民間の市民活動団体の運動へと転換し、長く継続した啓発を行うこと**

**提言理由**

DV防止に向けた意識啓発は、10年、20年といった長いスパンで行わなければ効果として表れてこないものと思われます。啓発を長く続けるためには、行政主導だけで行うのではなく、民間の市民活動団体などによる運動として広げていくことが重要と考えられます。

そのためには、DV被害を乗り越えた当事者グループや男女共同参画を推進する団体の育成、支援を行っていく必要があります。

**具体的提言**

- ・DV被害者当事者グループの育成
- ・男女共同参画推進団体への支援

## 提言4 学校教職員や保育士等に向けた研修の充実を図ること

### 提言理由

子どもの面前で行われるDVは児童虐待（心理的虐待）にもあたる行為であり、子どもに大きな影響を与え、子どもの問題行動として表れる場合も少なくありません。保育園や幼稚園、学校等で子どもに身近に関わる大人が、そのことを良く理解し、問題の早期発見や子どもの心理的なケアに携わる必要があります。あわせて、DV被害を受けている保護者に対して、心無い言動による二次被害を与えないように気を付けることも必要です。また、DV加害者から避難している親子の安全を図るための個人情報の保護の徹底も、子どもを預かる現場の教職員、保育士等が正しく理解し、適切な対応を取らなければなりません。

このようなことから、学校教職員や保育園の保育士、留守家庭児童相談室の職員、幼稚園教諭等、子どもに関わる人すべてがDVに関する研修を受ける必要があります。

### 具体的提言

- ・DVによる心理的被害を受けている子どもの早期発見、子どもへの心理的ケア、被害者への二次被害の防止、加害者対応など幅広い研修の実施
- ・学校教職員に向けた研修の実施
- ・市立保育園の保育士、留守家庭児童相談室の職員に向けた研修の実施
- ・市内の、市立以外の保育園の保育士や私立幼稚園教諭に向けた研修の実施

## 2. 被害者支援の方向性について

提言5 避難後も被害者の状況を把握してつながりを持ち続け、必要な支援を継続すること

### 提言理由

被害者からの相談や支援については、充実が図られてきているようですが、避難の支援をした後については、被害者とのつながりが途切れてしまうように思います。被害者は、避難して安全な状態になった後も、経済的な困難や精神的な不安や疾患、子どもに関する問題など、困難な状況に置かれる場合が多く、また知らない土地に来たことにより孤立感を深める場合も多いと思われまます。

このようなことから、相談から避難、そして自立へ向けて切れ目なく見届け、必要に応じた支援を継続することが重要です。

### 具体的提言

- ・被害者の意思をあらかじめ確認した上で、避難後の継続的な状況把握と支援の継続を図ってほしい。

## 提言6 男性被害者に対する相談の充実を図ること

### 提言理由

DVによる被害者の多くは女性であり、女性被害者の方がDV被害の程度が重いという現状はありますが、DV市民意識調査の結果を見ると、配偶者からの暴力行為（身体的暴力、精神的暴力等）が「何度もあった」と答えた男性は、2.7%、配偶者からの暴力を受けた時に「恐怖心を感じたことがある」と答えた男性は、14.3%、「命の危険を感じたことがある」と答えた男性も9.5%おり、支援の必要性のある男性被害者も少なからず存在することが分かります。

しかし、男性被害者に対する相談先などは、まだまだ少ないのが現状であり、蕨市においても、市民相談としての対応に留まっているため、支援の充実を図る必要があります。

### 具体的提言

- ・男性を対象としたDV相談の実施。

### 3. 関係機関の連携

提言7 DVと児童虐待は関連性が高いことから、相互の情報の共有化を図り、総合的な支援を行うこと

#### 提言理由

蕨市では、DV相談を配偶者暴力相談支援センターである市民活動推進室が中心に行い、児童虐待については児童福祉課で対応しています。

しかし、DVの行われている家庭では、子どもがDVを見聞きすることによって精神的虐待を受けている状態になるとともに、実際に子どもが身体的暴力や暴言等の精神的暴力を受けているケースも多いと言われています。このように、DVと児童虐待は密接な関係にあることから、それぞれの担当課が相互に情報を共有化し、問題を両方の視点で捉え、支援する必要があります。

#### 具体的提言

- ・ DVかつ児童虐待のケースについて、蕨市配偶者暴力相談支援センターと児童福祉課で情報を共有し、ケースワークを行う。

## 4. 相談窓口の周知

### 提言8 蕨市配偶者暴力相談支援センターについて、積極的に周知を行うこと

#### 提言理由

今年度の4月から蕨市配偶者暴力相談支援センター事業が始まったことは、まだまだ広く周知されておられません。DV市民意識調査の結果から、市役所へ相談する人数が非常に少ないことが分かっていることから、DV相談窓口である蕨市配偶者暴力相談支援センターを積極的に周知し、DV被害者が一人でも多く相談につながり、必要な情報提供や支援を受けられるようにすることが重要です。

また、身体的暴力を受けているDV被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターに通報するよう努めることについて、周知を図る必要もあります。

#### 具体的提言

- ・ 町会掲示板等の利用した周知
- ・ 民生委員・児童委員協議会をはじめとした、各関係団体等への周知
- ・ 蕨市ホームページ等を積極的に活用した周知

## 会議の経過

### ○男女共同参画推進委員会

月日	会場	議題	備考
平成27年 8月11日(木)	市役所	DV防止基本計画(第2次)への提言(案)の検討	8名出席
平成27年 9月29日(火)	中央公民館	DV防止基本計画(第2次)への提言(案)の検討	8名出席
平成27年10月26日(月)	市役所	DV基本計画(第2次)への提言	

### ○蕨市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属等
1		上野 梢	蕨市男女平等推進市民会議会長
2		三浦 晶	沖電気工業株式会社
3		関根 雅江	校長会議
4		岩渕 養光	蕨市町会長連絡協議会
5		小島 淳子	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
6	委員長代理	杉山 節子	パートナー編集委員
7	委員長	足立 明美	子育てアドバイザー
8		平野 健太郎	子育て中の男性
9		金丸 謙二	公募
10		坂口 麻美	公募

任期：平成27年7月16日～29年7月15日